

平成23年度第7回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成23年10月24日(月) 15時15分開会
15時50分閉会

◇ **開催の場所** 一倉小学校音楽室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	桃木野 聡	教育長	石 踊 政昭

◇ **欠席委員**

委員 高島 まり子

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	秋野 博臣	教育部長	大脇 友治
管理部参事(美術館副館長)	吉永 真一	総務課主幹	鎌下 真一
施設課施設課長	岩切 正己	市民スポーツ課長	内山 薫
文化課長	児玉 哲朗	図書館長	岩切 尚子
学務課長	田之上 齊	学校教育課長	山元 秀隆
保健体育課長	松ヶ野 彰	青少年課長	平 幸二
生涯学習課長	脇黒丸 陽一	少年自然の家所長	寺 蘭 裕之
中央学校給食センター所長	平野 輝久		

◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正志	総務課主事	米 丸 貴子
-------	--------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案
 - 定第 4 6 号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件
 - 定第 4 7 号議案 代決処分の承認を定める件
〔鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件〕
 - 定第 4 8 号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件
 - 定第 4 9 号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件
 - 定第 5 0 号議案 平成 2 3 年度教育委員会活動の点検・評価の件
- 6 報告事項
 - (1) 平成 2 3 年度全国小・中学校 P T A 広報誌コンクール文部科学大臣賞受賞について
 - (2) 平成 2 3 年度優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰について
 - (3) 市議会関係の審議結果等について
 - (4) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 　ただ今から、平成23年度第7回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 　本日は高島委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しています。

3 会議録署名者の指名

委員長 　本日の議事日程は、お手元に配付されているとおりです。本日の会議録署名委員として、津曲委員と石踊教育長を指名します。

委員 　はい。

4 会議の公開等について

委員長 　それでは議案の審査を行いますが、本日の議案のうち定第46号議案は人事・人選に関する案件ですので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 　ご異議もないようですので、そのように取り計らいます。

5 議案

定第46号議案 鹿児島市文化財審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第47号議案 代決処分の承認を求める件

承認

〔鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件〕

定第48号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

原案可決

委員長 　次に、定第47号議案及び定第48号議案については関連がありますので、一括して説明をお願いします。管理部長、お願いします。

管理部長 　議案つづりの4ページをご覧ください。定第47号議案 代決処分の承認を求める件は、鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正について、教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、教育委員会の承認を

求めようとするものでございます。5ページをご覧ください。市民スポーツ課の事務分掌の一部改正でございます。第4条管理部市民スポーツ課市民スポーツ係の事務分掌第6号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改めました。この規則の施行日は、平成23年10月11日でございます。今回の改正は、スポーツ基本法の施行及び鹿児島市スポーツ振興審議会条例の一部改正により、スポーツ振興審議会の名称がスポーツ推進審議会に改められたことに伴う条文整理を行なったものでございます。6ページは新旧対照表でございますので、ご参照ください。次に、7ページをご覧ください。定第48号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件についてご説明申し上げます。8ページをご覧ください。文化課の事務分掌の一部改正でございます。第4条管理部文化課の事務分掌中第9号を第10号とし、新たに第9号として、「旧鹿児島紡績所技師館に関すること。」を加えます。この規則は、平成23年10月25日から施行いたします。今回の改正は、旧鹿児島紡績所技師館条例の施行により、同館を所管する課を管理部文化課とすることに伴い、条文整理を行うものでございます。9ページは新旧対照表でございますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認及びご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 　ただ今の説明について、何かご質疑はございませんか。
（なしの声あり）

委員長 　それでは、定第47号議案については承認し、第48号議案については原案どおり改正することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

委員長 　ご異議も無いようですので、本2件は原案どおり承認及び改正することに決定します。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第49号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件

原案可決

委員長 　次に、定第49号議案について、学校教育課長は説明をお願いします。

学校教育課長 　議案つづりの10ページをお開きください。定第49号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件についてご説明いたします。今回の学則の一部改正は、平成24年度公立高等学校入学者選抜に係る登録制度の廃止に伴い、入学願書の様式を改めるものでございます。まず、15ページをご覧ください。本市では、市立3高等学校の入学者選抜を円滑に行うために、手続や日程等を県立高等学校の入学者選抜制度に合わせて実施しております。図の鹿児島県公立高等学校入学者選抜の流れのとおり、平成23年度は1月に志願登録、2月に登録変更を行っていましたが、平成24年度からは、登録についての手続

が廃止されます。このことに伴い、入学願書の様式を一部改正しようとするものです。11ページに入学願書の、12ページに第二次入学選抜用の入学願書の改正される部分を示しております。詳しくは13ページの新旧対照表でご説明いたします。左側が現行、右側が改正案でございます。備考欄に変更される部分を示しております。上から、受験番号の追加、文言整理としまして、「本人」を「志願者」に改正します。また、「前歴」を「出身中学校」に改正します。「志願区分」の項目を追加いたします。「変更前の志願校」の項目の追加、校長の証明を追加いたします。14ページをお開きください。同じく二次募集についてでございますが、文言整理といたしまして、「本人」を「志願者」に改正し、「第学年」を削除し、「前歴」を「出身中学校」に改正いたします。なお、県立高等学校の入学願書につきましても、県教委におきまして、同様の追加、改正、削除がすでに行われていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

委員長 　ただ今の説明について、何かご質疑はございませんか。

委員 　15ページの図で、昨年と変わるところをもう一度端的に説明してください。

学校教育課長 　23年度のところをご覧ください。1月21日に志願登録を行い、1月27日には全県下の登録者数を公表しております。それを踏まえまして、2月10日から2月18日までの間で登録変更を行い、あわせて2月14日から2月21日までに願書を提出するという流れでございました。24年度からは、志願登録、登録変更の部分を廃止いたしまして、2月に願書を提出するところから始まるということになります。

委員 　24年度は、願書を出して、出願者数が新聞で公表されますね。そして出願変更ができるわけですね。

学校教育課長 　そのとおりです。

委員 　それと、23年度の登録変更とどう違うのですか。昨年までは志願登録して、どこそこ高校は何人と数が公表されましたよね。登録者数が多くて厳しいと見ると、登録を変更する人も出ますね。それから願書を出していたわけですが、24年度は願書提出から始まって、出願者数が公表されて、それから出願変更をするということですが、実際どう変わってくるのですか。

学校教育課長 　これまでは志願登録による登録者数を踏まえて、最終的に出願する学校を決め、2月14日から願書を提出するという仕組みでしたが、それ以前の登録という制度そのものが不必要であろうという判断になったわけです。その代わり、24年度からは入学願書を出した後に出願変更の機会を設けております。

委員 　出願変更をして、最終出願者数が公表されるのですね。あまり変わらないような気がするのですが。登録がないだけですね。

学校教育課長 　1月下旬から2月初旬までの間の登録制度そのものが不要ないということに廃止されることになり、出願から始まるということです。ただし、出願変更については認めるということでございます。

教育部長 　これまで高等学校においては、志願登録と登録者数公表の手続きのために年

明けと同時に大変な事務作業がありました。学校によっては仮登録と呼んでおりましたが、1月中は仮に登録して、2月に入ってから登録変更をするというものです。この制度が始まった当初は、各学校の登録状況を見てお互いに調整しておりましたが、これまでも塾において、生徒がどこに登録を出したかを調べて、塾の方で登録状況を変更させたりするという実態がございました。ですから高等学校においては、よく二度手間と言われておりましたように、仮登録、そしてまた登録という作業があって、事務方が非常に難儀をするという実態がございました。さらに、都市部ではそのような状況ですけれども、地方においては、受検者数自体が足りないという状況ですので、仮登録をしても定員を上回ることはほとんどないのが実態でございまして、実際、仮登録がそのまま登録になっている、もう動かないという状況でしたので、それならばそういった手間を省いてよいのではないかということで、県のほうも最初に願書提出とするように制度を変えたということです。ただし、どうしてもという場合には出願変更は認めると。ですから、今度からは高校同士で手続をしていただくという形になります。

委員 私学の方からは、これに関して異論は出ないと思います。

委員 13ページと14ページですが、出願変更しない人は14ページの願書だけ出せばいいのですか。

学校教育課長 いいえ。13ページの様式が、15ページ真ん中の2月中旬の願書になります。これを受けての合格発表があった後に、二次募集というのがございまして、そこで出すのが14ページの願書になります。

委員 13ページの右側の改正案に、受検番号の追加がありますね。受検番号は決まったのに、結果を見て学校を変える受検生もいるのですね。

学校教育課長 はい。

委員 その場合、その受検番号は欠番になるのですね。

学校教育課長 はい。A高校に出願して、その後B高校に変更するというのもございます。その場合、A高校の受検番号は欠番ということになります。

委員 このような書類の不備で受検できないという例はあるのですか。

学校教育課長 今まで、入学願書等の不備で受検できなかったという事例は聞いておりません。

教育長 入学検定料のことは説明できますか。

管理部長 15ページをご覧ください。23年度の従前の手続きにおきましては、2月14日から2月21日までの間に願書提出がございしますが、ここで入学検定料として、県の収入印紙を貼って願書を提出しておりました。これに対しまして、24年度のところでは最初に願書提出がありますが、ここで県の収入印紙を貼って願書を出すことになります。そこでどのようなことが起こるかと申しますと、24年度からは出願変更をした場合、入学検定料が県は市より100円ほど高いものですから、市から県を受けなおすときは100円追加して出願し、県から市を受けなおす場合は、県に既に支払ってしまっているものですから、返還できないというような事態が発生してくるということでございます。従い

まして、本来、入学検定料というのは県立も市立も同額が適当であろうという考え方に基づいて、私どもの方で検討を進めているところです。

委員 15 ページのいちばん右側で、推薦出願、推薦選抜、推薦内定とありますが、推薦は市立3校全てであるのですか。

教育部長 市立高校の場合には、玉龍高校、女子高校、商業高校全てに推薦がございます。玉龍はご存知のとおり普通科のみですが、5.4パーセント、13人の枠がございます。

委員 どのような生徒が対象になるのですか。成績優秀な生徒ですか。

教育部長 学校の特色を生かした推薦条項をそれぞれ設けておりまして、成績、スポーツ、生徒会活動、部活動など、様々な面で優れた者が対象になります。女子高校と商業高校につきましては専門高校であり、部活動も活発ですので、特にスポーツ関係の推薦は重く見ているところでございます。商業高校につきましては、来年度は40パーセント、従来のに倍に推薦枠を広げまして、多くの推薦入学者を獲得しようとしているところです。

委員長 ほかにご意見はございませんか。

委員 先ほども申しましたように、私立ではこのことについて異論はないと思います。今までも十分説明していただいて準備をする余裕がありましたので問題はないのですが、それはおいても、やはり初めてのことで、変更する人たちの時間的なゆとりが今までとは少々違いますので、特に都市部の中学校におけるケアを十分にされた方が良くと思います。先ほど、高校のという話がありましたが、中学校の先生がいわゆる進学指導でかなり関与してくるのではないかと思いますので、ご留意いただければと思います。

委員長 ほかにご意見はございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、定第49号議案については原案どおり改正することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議も無いようですので、本件は原案どおり改正することに決定します。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第50号議案 平成23年度鹿児島市教育委員会活動の点検・評価の件 **原案可決**

委員長 それでは定第50号議案について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案つづりの16ページをお開きください。定第50号議案 平成23年度鹿児島市教育委員会活動の点検・評価の件につきましてご説明申し上げます。この件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の活動状況について点検及び評価を行い、その報告書を別紙のとおり作成するとともに、これを市議会に提出し、公表しようとするもので

ございます。参照として法律の関係条文を掲載しております。別冊の定第50号議案関係資料をご覧ください。報告書の案でございます。1ページをご覧ください。1 制度の趣旨については、前段に、本市教育が目指すべき姿に基づき、各種施策を総合的に推進していることを述べ、後段で点検・評価の法的根拠を記載しております。2の点検・評価の対象では、今年度の対象テーマとして、平成22年度に策定した教育振興基本計画にある41施策の中から20施策を選定したことを記載しております。2ページをお開きください。3の実施フローは今年度の流れを、4の教育行政評価会議はその設置理由と委員の名簿を記載しております。右側3ページからが評価結果の概要でございます。まず3ページでございますが、点検・評価の対象とした20施策について、担当課が実施した一次評価の結果を記載しております。評価区分のアルファベットA、Bの意味については表の下に記載のとおりで、20施策中A評価が16施策、B評価が4施策でございます。評価の詳細につきましては、これまでの定例会におきましてご説明しておりますので省略させていただきます。4ページをお開きください。ここから右側の5ページまでが教育行政評価会議から頂きました意見でございます。点検・評価の対象である20施策を教育振興基本計画で定めた5種類の施策の方向性ごとに分類し、会議で出されたご意見をアからオのとおり記載しております。5ページの下から次の6ページ、7ページまでが教育委員による評価でございます。この評価につきましては、前回の教育委員会定例会終了後及び10月11日に、教育委員の皆様にご協議いただきましたので、その時のご意見をまとめたものになります。次の8ページからは参考資料になります。教育委員会の活動状況等を掲載しております。10ページからは、ここまで説明いたしました点検・評価に関する記載事項についての詳細資料になります。10ページから58ページまでが担当課による一次評価の個別シート、59ページから68ページまでが評価会議の意見聴取シートで、最後の69ページ、70ページが実施要綱と評価会議の設置要領でございます。以上が、報告書の内容についての説明でございます。今後のスケジュールとしましては、本日議決を頂きましたら報告書の印刷にかかり、11月1日に市議会に提出するとともに、本市ホームページに掲載する予定でございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定くださるようお願い申し上げます。

委員長 この件については委員の方々には様々な意見を出していただいてこの報告書に反映されたということですが、何かご意見などございますか。

委員 これは市議会に提出するのですね。

管理部長 はい。

委員 いろいろと意見は出るものですか。

管理部長 かなり熱心なご意見をいただけるものと思っております。

委員長 教育長は、議会対応ということで前回の協議にはおられませんでした、何かありませんか。

教育長 先日十分説明を受けましたので、特にありません。

委員長 特にご意見はないようですが、本件は原案どおり報告書を作成することで
異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、本件は原案どおり報告書を作成し、公表等することに決
定します。

6 報告事項

(1) 平成23年度全国小・中学校PTA広報誌コンクール文部科学大臣賞受賞につ
いて

(2) 平成23年度優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰について

委員長 次に、報告事項(1)及び(2)について生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 まず、お手元の報告事項関係資料①をご覧ください。第33回全国小・
中学校PTA広報誌コンクール小学校の部におきまして、広木小学校PTAが
文部科学大臣賞を受賞することが決定いたしました。学校で行われた環境教育
を受け、PTAでも取り組んだエコ体験活動や地域活動に関する特集記事は、
学校・家庭・地域を結ぶ架け橋としてのPTAの役割を意識した紙面構成で、
大変充実しております。また、学校の近況や各種PTA活動、地域活動等を広
報部自ら取材し、その意義や成果、参加者の感想等を記事として記載するなど、
課題意識を持って企画、取材、編集が行われています。常に課題意識を持ち、
その解決に向けてPTA執行部と連携しながら継続した取組を展開しているこ
とも高く評価された要因の1つと思われます。表彰式は11月22日火曜日、
ホテルニューオータニで行われます。詳しくは資料をご覧ください。続きまし
て、報告事項関係資料②をご覧ください。平成23年度優れた「地域による学
校支援活動」文部科学大臣表彰において、本市学校支援ボランティア事業の郡
山小学校地域本部が文部科学大臣表彰に決定いたしました。この文部科学大臣
表彰の趣旨につきましては資料に記載のとおりで、本年度新設された表彰で
ございます。表彰決定の経緯につきましては、各都道府県から表彰団体の推薦
を受け、有識者による審査委員会を経て内定後、文部科学大臣が決定いたしま
した。全国で120団体が表彰されております。郡山小学校地域本部の表彰理由
は、生活科や理科の学習補助に地域の方が学校支援ボランティアとして活動し
ており、地域と学校が連携する取組が認められ、平成21年度にソニー子ども
科学教育プログラム全国最優秀賞を受賞しております。また、地域の伝統芸能
「郡山小唄」の指導やアイガモ農法による無農薬での稲作体験等を通して、子
供たちに達成感や命の大切さを教えるなどの成果が認められたものでござい
ます。表彰式は、11月7日月曜日、文部科学省3階講堂で行われ、詳細につ
いては資料に記載のとおりです。

以上でございます。

委員長 それでは、今の報告について何かございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 市議会関係の審査結果等について

(4) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(3)及び(4)について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案つづりの17ページをご覧ください。報告事項(3)の市議会関係の審査結果等についてご説明いたします。平成23年9月7日から10月11日まで、平成23年第3回市議会定例会が開催されました。教育委員会関係では、8月18日の第5回定例会でご承認いただきました鹿児島市スポーツ振興審議会条例一部改正の件が提案され、10月11日の本会議にて原案どおり可決されました。また、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度を求める意見書提出についての陳情第104号が本会議で採択され、同日、意見書案も原案どおり可決されております。また、ここには記載しておりませんが、総合計画の基本構想審査特別委員会の教育委員会関係の審査が、10月14日の金曜日と10月17日月曜日の2日間にわたって行われました。その際は、第四次総合計画と第五次総合計画の違いですとか、教育委員会活動の状況等について委員から質問があり、資料等を提出しながら説明し、ご了承いただいたところでございます。なお、この総合計画につきましては、12月議会の本会議で正式に決定がなされる見込みでございます。続きまして、報告事項(4)の教育委員会関係の主な行事についてご説明いたします。まず、10月21日、先週の金曜日からですが、五色の花コンサートが市内の5地域において開催されます。また、第40回ふるさと芸能祭を10月28日金曜日の17時、天文館ベルク広場で開催します。こちらは、市の観光部門のかごしまの食のイベントと合わせての開催となっております。また、11月3日の文化の日には記載のとおり市の施設が無料開放されます。18ページでございますが、11月1日、2日に、かごしま県民交流センターで市町村教育委員会研究協議会がございます。最後に、11月4日から6日にかけて鹿児島アリーナで世界室内自転車競技選手権鹿児島大会がございます。以上でございます。

委員長 このことについて、何かございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

7 その他

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 次回の定例会でございますが、11月21日の月曜日、16時40分から1時間程度を予定しております。場所は教育総合センターの教育委員会室でござ

います。また、12月と1月の定例会でございますが、委員の皆様にはご多忙な時期となりますので早めに設定させていただきたいと思っております。まず、12月19日月曜日の16時40分から1時間程度、次に、1月は18日から20日までのいずれか1日で調整させていただきたいと考えております。また、1月は教育施設の視察も併せて行うこととしておりますが、視察先をこれから調整させていただくこととしております。以上でございます。

8 閉会

委員長 それでは、ほかに何かございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、今日の会はこれで終わりとなります。

【以上】